

櫻智而望企业管理咨询(上海)
有限公司 / AllaStarsea
お客様限定

2019年改正個人所得稅法 實務対応マニュアル 〈源泉徴収實務編〉

Ver 4 (2019/1/11)

Issued by AllaStarsea
星霜財務諮詢(上海)有限公司
蘇州星霜財務諮詢有限公司
www.starsea.asia

本マニュアル構成と想定読者

▶ 構成

- ▶ 所得控除実務編
- ▶ 源泉徴収実務編(本編！)
- ▶ 2018年12月20－27日の各種法規公布及び2019年1月1日までの税務局アプリ始動・個人所得税システム更新を受け、12月にお送りした源泉徴収実務編を刷新したものです。

▶ 想定読者

- ▶ 2019年個人所得税改正の実務対応を行う必要のある人事・財務部門管理者または会社責任者
- ▶ 2019年以降人事・財務部門または会社責任者として着任される方

▶ 言語

- ▶ 日本語



本マニュアルの目的

- ▶ 2019年個人所得税法改正中、主に **月次の源泉徴収(税額計算)及び外国人**の一般の論点に関し実務上想定される問題点を解説するのが目的となります。
- ▶ 外国人に関する個人所得税実務は非常に多岐にわたっており、本マニュアルで全論点を網羅することは出来ません、申し訳ございません。本マニュアルでは主として19年改正に係る論点を取り上げさせていただきます。
- ▶ 今後公布される各種法律法規、更新される税務申告新システムの柔軟性、その他各地税務局の指導等により本編で解説している状況が達成できないこともあるかと思われます。個別の実務上のご質問については貴社の税務顧問にご相談ください。



目次

1. 月次の源泉徴収
2. 過渡期の優遇税制
3. 外国人に関する論点

以降で使用する関連法規略称

- 中華人民共和国個人所得税法(2018年第6次改訂版): 個人所得税法
- 國務院 中華人民共和国個人所得税法实施条例(国令第707号): 实施条例
- 国家稅務總局 新個人所得税法を全面実施する際の若干の徵稅隣接問題に関する公告(国家稅務總局公告2018年第56号): 56号公告
- 国家稅務總局 個人所得税徵收申告管理弁法(試行)の發布に関する公告(国家稅務總局公告2018年第61号): 61号公告
- 国家稅務總局 個人所得税個人が行う納稅申告関連問題に関する公告(国家稅務總局公告2018年第62号): 62号公告
- 個人所得税法の修正後の関連優遇政策隣接問題に関する通知(財稅[2018]164号): 164号通知

頻出する訳語の説明

- 納税人 従業員
- 扣繳义务人 会社
- 专项附加扣除 所得控除
- 专项扣除 社会保險・住宅積立金個人負担
- 減除費用 基礎控除



はじめに

- ▶ 櫻智而望企业管理咨询(上海)有限公司は銀行系の給与計算システム会社エイチアールワン株式会社の中国現地法人として、現在日系大手企業等の中国現地法人顧客に対し給与計算システムを幅広く提供している会社になります。
 - ▶ URL: www.hrone.co.jp
- ▶ ALLASTARSEA(星霜財務諮詢(上海)有限公司、蘇州星霜財務諮詢有限公司等)は現在中華圏、主に大陸の日系現地法人顧客に対し会計税務業務を幅広く提供している会社になります。
 - ▶ URL: www.starsea.asia
- ▶ 両社は提携して、19年1月お客様のために3度セミナーを開催させていただきます。本マニュアルはその際のご参考のために作成したもので、基本的に法規から直接読み取れる内容を分かりやすく日本語で解説したものです。

1. 月次の源泉徴収

まとめ

2019年1月分申告より、従業員個々人の個人所得税計算は毎月累計で行うこととなります（累計計算源泉徴収法）。

主な論点

ポイント①

累計計算のため、税率区分の上昇と共に税額が上昇し、年末にかけて手取りが減ります。

ポイント②

個人別の累計額計算管理が必要となります。

ポイント③

累計計算は社内だけの累計であり、従業員が複数箇所から所得を得ているかどうかを気にする必要はありません。

ポイント④

同様に、年の途中入社社員についても入社前の所得を把握する必要はありません。

ポイント⑤

還付申告は確定申告で行います。

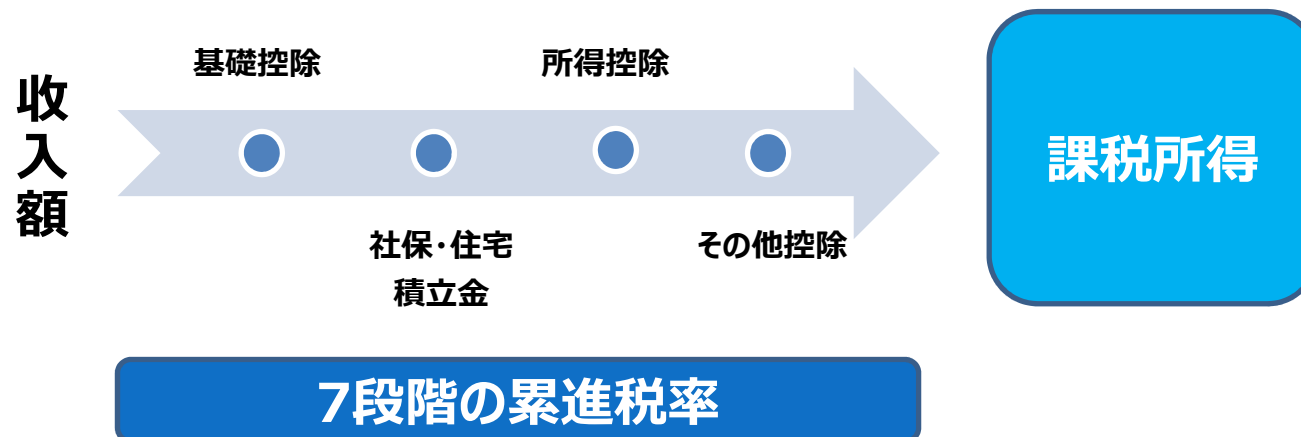
ポイント⑥

累計計算のため、手取り契約としている場合の逆算計算は今より煩雑となります。



居住者従業員の給与報酬所得の 月次個人所得税計算

- ▶ 当月要納付源泉徴収税額=(累計源泉徴収課税所得×税率-速算控除数)-累計減免税額-累計納付済税額(61号公告第6条)
 - ▶ 累計源泉徴収課税所得額=累計収入-累計免税収入-累計基礎控除-累計社保・住宅積立金-累計所得控除-法により確定したその他の累計控除
 - ▶ 累計基礎控除=5000元/月×従業員が当年中当社で任職雇用されている月数
 - ▶ 累計収入、累計社保・住宅積立金等の「累計」の意味:当月までに当社の任職雇用期間中に発生した累計(61号公告、56号公告添付)



月次の給与報酬所得：源泉徴収表

改正後の源泉徴収表

(居民个人工资、薪金所得预扣预缴适用)

级数	累计预扣预缴应纳税所得额	预扣率 (%)	速算扣除数
1	不超过36000元	3	0
2	超过36000元至144000元的部分	10	2520
3	超过144000元至300000元的部分	20	16920
4	超过300000元至420000元的部分	25	31920
5	超过420000元至660000元的部分	30	52920
6	超过660000元至960000元的部分	35	85920
7	超过960000元的部分	45	181920

これまでの源泉徴収は月ベースで計算・申告納税が行われています。

下記は過去の源泉徴収表です。

级数	全月应纳税所得含税级距	税率 (%)	速算扣除数
1	不超过1500元的	3%	0
2	超过1500元至4500元的部分	10%	105
3	超过4500元至9000元的部分	20%	555
4	超过9000元至35000元的部分	25%	1005
5	超过35000元至55000元的部分	30%	2755
6	超过55000元至80000元的部分	35%	5505
7	超过80000元的部分	45%	13505

ポイント①: 所得の累計計算

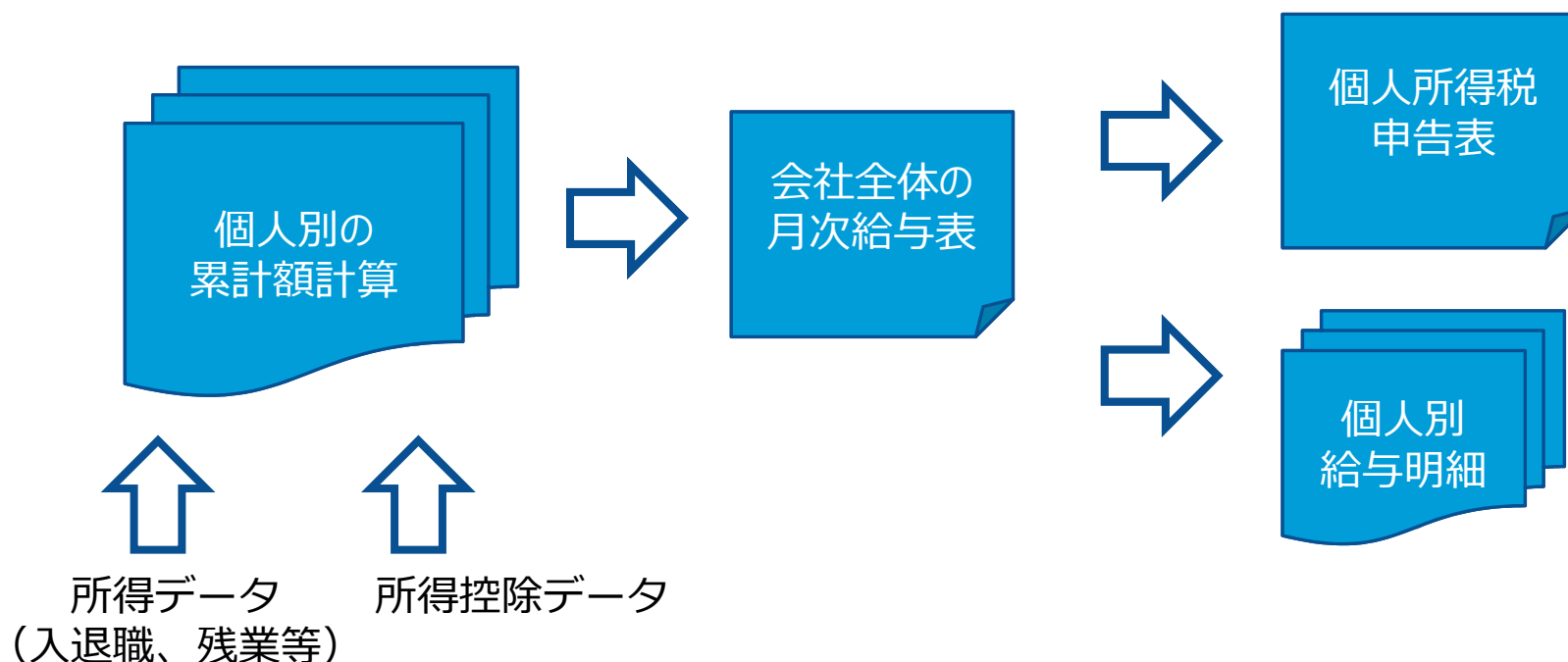
Q: A氏の2019年の毎月の税前給与は30000元, 毎月基礎控除が5000元, 社会保険・住宅積立金の個人負担が月4500元, 所得控除が月2000元, 他の免税収入や減免税額がないとき、最初の3か月について源泉徴収すべき税額は:

- 1月: $(30000 - 5000 - 4500 - 2000) \times 3\% = 555$ 元;
- 2月: $(30000 \times 2 - 5000 \times 2 - 4500 \times 2 - 2000 \times 2) \times 10\% - 2520 - 555 = 625$ 元;
- 3月: $(30000 \times 3 - 5000 \times 3 - 4500 \times 3 - 2000 \times 3) \times 10\% - 2520 - 555 - 625 = 1850$ 元;

➤ よって、税率区分の上昇と共に税額が上昇し、年末にかけて手取りが減る公算となります。

ポイント②:個人別累計額計算管理

計算の正確性を担保するためには、まずは個人別に累計額管理を行う必要があると考えられます。



「総合所得」と年の「確定申告」

- ▶ これまで月次で課税関係が完結していた給与報酬所得の個人所得税は、「総合所得」として改めて年度で税額計算を行い必要なとき「確定申告」を行うという制度に改められました。
 - ▶ 「給与報酬所得」「労務報酬所得」「原稿料所得」「特許権使用所得」を合わせて「総合所得」という。(個人所得税法第2条)
 - ▶ 年の課税所得の計算は次のように行う。(個人所得税法第6条) 居住者個人の総合所得： 毎納税年度の収入から基礎控除6万元、社会保険・住宅積立金個人負担、所得控除及び法により確定したその他の控除を控除した残額を以て、課税所得とする。

